

社 援 発 0609 第 6 号
令 和 7 年 6 月 9 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号本職通知の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。